

令和5年度

# 新婚生活を応援します！

(さぬき市結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

## 概要

どんな世帯が対象なの？

次の①～⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ①令和5年3月1日から令和6年3月29日までに入籍した世帯
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が40歳未満の世帯
- ③夫婦の所得を合わせて500万円未満※
- ④婚姻を機に、夫婦ともに市内に住所を有している世帯
- ⑤その他、市が定める要件を満たす世帯

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除

どんな費用が対象なの？

新居の住宅費

- ① 新居の家賃(共益費を含む)
- ② 初期費用(敷金、礼金及び仲介手数料)

新居への引越費用

- ③ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

1世帯あたりいくら補助が受けられるの？

上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、  
・夫婦ともに30歳未満の世帯:上限60万円  
・それ以外の世帯:上限30万円

申請方法は？

必要な手続きや書類について、下記お問合せ先に事前相談してください。

【お問い合わせ先】さぬき市総務部政策課

住所：さぬき市志度5385番地8（本庁3階）

電話番号：(087) 894-1112

メールアドレス：seisaku@city.sanuki.lg.jp

